鹿児島純心大学同窓会　会則

（総　則）
第　１条　本会は、旧鹿児島純心女子大学および鹿児島純心大学の同窓会であり、通称を白百合会とする。
また、事務局を鹿児島純心大学内に置く。
所在地：〒895-0011　鹿児島県薩摩川内市天辰町 2365 番地

（目　的）
第　２条　本会は、会員相互の親睦を図ると共に、母校の発展に協力することを目的とする。

（活動内容）
第　３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
１．会員の個人情報管理
・名簿発行については、必要に応じて役員会で審議する。
２．会報「しらゆり」の発行
・原則として毎年発行し、全会員へ配布する。
３．会員の親睦、研修のための集会等の開催
・懇親会は必要に応じて役員会で審議し、開催する場合は実行委員会を設置し、企画運営を行う。
４．大学の教育方針への援助と協力
５．その他本会の目的を達成するために必要な活動

（会　員）
第　４条　本会は、正会員および特別会員よりなる。正会員は卒業生、特別会員は現教職員および旧教職員とする。
第　５条　会員は、氏名および居住地などの個人情報を変更したときは、本会に通知するものとする。

（役員および幹事）
第　６条　本会には、次の役員および幹事を置く。
１．役員　〇名誉会長（１名）：学長を推す。
〇顧問（１名）：現教職員より会長が委嘱する。
〇会長（１名）、副会長（２名）、事務局長（１名）、
会計（１名）、会計監査（２名）※うち１名は教職員とする
２．幹事　〇卒業年次ごとに各学科より１名以上選出する。
第　７条　会長、副会長、事務局長、会計、会計監査、幹事の任期は５年とし、再任を妨げない。また、欠員が生じた場合、後任の任期は前任者の在任期間とする。
第　８条　役員および幹事は、役員会への出席を義務とし、その任務は次のとおりとする。
１．会長は、本会を代表して会務を総括し、会議の議長となる。
２．副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
３．事務局長は、本会の日常業務を主に遂行する。
４．会計は、事務局長と協力し本会の会計管理を行う。
５．会計監査は、本会の会計を監査する。
６．幹事は、各学年の代表として役員と協力し本会の運営に関わる。

（運　営）
第　９条　本会の運営は、原則として役員会が司るものとする。
１．役員会は役員および幹事の合同会議とし、原則として年１回、その他会長が必要と認めたときに会長が召集し、開催する。
２．役員の改選は、任期期間満了時あるいは役員会で必要と判断された場合に、会員より選出し、役員会において審議し、承認する。
３．会則の変更など、業務に係る審議は役員会の決議による。

（会　計）
第１０条　本会の経費は、会費および寄付金その他の収入をもってこれに充てる。
第１１条　会費は終身会費３万円とし、在学中（４年次後期）に納入する。
第１２条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（その他）
第１３条　本会は、本会則に抵触しない範囲において、支部を設置することができる。ただし、支部会則は別に定める。

附　　則　この会則は１９９８年４月１日から施行する。
２００２年３月２３日一部変更
２００７年８月１１日一部変更
２００９年２月２８日一部変更
２０１３年３月１６日一部変更
２０１５年３月３１日一部変更
２０２３年４月１日学名変更に伴い名称変更